

## フリーローン (1/2)

令和3年4月1日現在

1. 商 品 名	フリーローン
2. ご利用 いただける方	以下の条件をすべて満たす個人の方 ・当金庫の営業地域にお住まい、またはご勤務（営業）の方 ・お申込時年齢が満20歳以上で、最終返済時の年齢が満75歳以下である方 ・保証会社の保証を受けられる方
3. お 使 い み ち	お使いみちはご自由です。 おまとめ資金・事業資金にもご利用できます。
4. ご融資限度額	500万円以内（1万円単位）
5. ご 利 用 期 間	3ヵ月以上10年以内（1ヵ月単位）
6. ご 融 資 利 率	固定金利 年3.25% 年5.50% 年7.50% 年10.00% 年14.00% (1) 審査により年3.25%でお取扱いできない場合は、その他の金利で 同時審査させていただきます (2) 審査結果により融資利率は異なります
7. お持ち頂く書類	(1) 本人確認資料 運転免許証（運転免許を取得していない方は健康保険証またはパスポート） ※健康保険証の場合は、健康保険証＋住民票または現住所記載の公共料金・社会 保険料の領収書（お申込人本人宛に限ります） (2) 源泉徴収票、市県民税課税証明書など所得（年収）を証明するもの ※ご融資金額 300万円以内の場合は不要となります。
8. ご返済方法	毎月元金均等、または元利均等返済 ・ボーナス時増額返済のお取扱も可能です（6ヵ月毎、ご融資金の50%以内） ・約定返済日は、毎月6日・16日・26日に限らせていただきます ※元金据置（6ヵ月以内）のお取扱も可能です
9. 保 証 会 社	一般社団法人しんきん保証基金
10. 保 証 人	原則必要ありません ※保証会社が必要と認めた場合は、保証人が必要となる場合もあります
11. 担 保	必要ありません
12. 手数料・保証料	(1) ローン実行手数料330円 (2) 保証料は必要ありません（金利に含まれております）



杜の都信用金庫

MORE NO MIYAZAKI  
SHINKIN BANK

## フリーローン (2/2)

<p>13. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談室（8時30分～17時、電話：022-222-8076）にお申し出ください。</p> <p>(2) 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
<p>14. そ の 他</p>	<p>※その他、詳しくは窓口までお問い合わせください</p>

